

公益社団法人三田市シルバー人材センター

安全適正就業におけるペナルティ負荷に関する規程

(目的)

第1条 公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下、「センター」という）会員による「公益社団法人三田市シルバー人材センター安全就業基準（令和2年4月1日施行）」に規定する事項（以下「安全就業基準」という）に対する逸脱及び重大な過失による事故を抑制し事故防止に役立てることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 会員は安全就業基準を遵守し、安全かつ適正に就業しなければならない。

(適用範囲)

第3条 本規程は会員が就業中又は就業途上に起こした賠償責任事故（以下、「事故」という）に適用する。

(規程の運用)

第4条 本規程は安全・適正就業推進委員会（以下、「委員会」という）が運用する。

2 委員会は事故に関係した会員（以下、「当該会員」という）より、事情聴取及び書類提出を求めることとする。

(事故の検証)

第5条 委員会は事故が発生した場合、以下の項目において、事故原因の検証するものとする。

- i. 当事者からの事情聴取。
- ii. 現場検証。
- iii. 遵守義務に反する行為の有無。
- iv. その他必要事項。

2 事故の検証は、委員会より3名以上の委員及び当該会員が出席し行う。

(ペナルティの決定)

第6条 委員会は前条の検証結果を以て、当該会員に対して、別に定める基準によりペナルティを負荷することが出来る。

(ペナルティの通知)

第7条 委員会は検証結果を理事長に報告の上、当該会員に対して「通知書」を送付し、当該会員はそれを受理しペナルティを受けなければならない。

2 当該会員は決定内容に不服がある場合、適正就業審議会に申立てすることが出来る。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は 令和2年4月1日より施行する。

(別表)

安全適正就業におけるペナルティ負荷に関する基準

第5条の1項によりペナルティの負荷を決定することとする。

(事故の分類)

第5条の検証結果を以て、事故について下記の通り分類する。

安全就業基準を遵守して惹起した事故 → 「一般事故」

安全就業基準に違反して惹起した事故 → 「有責事故」

(ペナルティの負荷)

① 有責事故についてペナルティを負荷し、事故回数を累積する。

② 最後の事故から起算して1年間、有責事故が無い場合、事故累積回数を清算する。

(ペナルティ内容)

	提出書類	反則金	就業制限	回数累積
一般事故	事故報告書	なし	なし	なし
有責事故 (1回目)	事故報告書	協議の上、決定	なし	あり
有責事故 (2回目)	事故報告書		就業停止 1月以内	あり
有責事故 (3回目)	事故報告書		無期限 就業停止	あり

【事 故 報 告 書】 謝罪・反省では無く事故を分析し、具体的に書いて下さい。

報告者(代表者)氏名	⑩
発生年月日	令和 年 月 日 頃
発生場所	

(複数名での就業の場合、当日の就業者全員のサイン又は印)

事故の概況

事故原因について

再発防止策について

提出期限：事故発生日より7営業日以内

局長	主任	安全担当	就業担当

検証結果報告書

聴取日			
委員会出席者			
聴取対象者			
(聴取内容)			
事故の判定	有責事故	・	一般事故

通 知 書

次の会員に対し、「公益社団法人三田市シルバー人材センター安全適正就業におけるペナルティ負荷に関する規程」により、下記のとおり通知する。

通知対象者 会員No.

累積回数 回

(ペナルティ内容)

就業停止 令和 年 月 日 より 日間

確定反則金額 円

反則金 (賠償額 円の パーセント)
 (同一就業場所就業人数 名)

(対象事故)

事故発生日	令和 年 月 日 ()
発注者	
就業場所	
違反項目	安全就業基準 第〇条 に対するもの。
内容	

上記処分に不服がある場合は「公益社団法人三田市シルバー人材センター安全適正就業におけるペナルティ負荷に関する規程」第7条2項により、適正就業審議会に申立てすることが出来る。

以 上

令和 年 月 日

公益社団法人 三田市シルバー人材センター
 安全・適正就業推進委員会 委員長